

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可及び変更許可		
根拠法令及び条項		都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 5 条第 1 項		
所 管 部 課 名		建設部 緑化公園課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市都市公園条例(昭和 44 年条例第 23 号)第 9 条		
	基 準	都市公園法第 5 条第 2 項の許可の基準に該当するものに対し許可するものとし、該当するか否かは、個別具体的に判断する。 ○都市公園法第 5 条 第 2 項 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。 (1) 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの (2) 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 20 ～ 30 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分機関 ～ 日		
	設定年月日	平成 23 年 3 月 11 日	最終変更年月日	
備 考				